

〔~~実務経験~~  
実務研修〕 証明書

下記の者は、遊漁船業に関し、下記のとおり〔~~実務経験~~  
実務研修〕を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日  
証明者

遊漁船業務主任者の氏名	生年月日	
使用者である遊漁船業者の氏名若しくは名称又は実務研修を指導した遊漁船業務主任者の氏名（遊漁船業者の登録番号）	<del>実務経験</del> 実務研修	の期間
( )	年 月 日 時 分 年 月 日 時 分	分から 分まで
( )	年 月 日 時 分 年 月 日 時 分	分から 分まで
( )	年 月 日 時 分 年 月 日 時 分	分から 分まで
( )	年 月 日 時 分 年 月 日 時 分	分から 分まで
( )	年 月 日 時 分 年 月 日 時 分	分から 分まで
( )	年 月 日 時 分 年 月 日 時 分	分から 分まで
( )	年 月 日 時 分 年 月 日 時 分	分から 分まで
( )	年 月 日 時 分 年 月 日 時 分	分から 分まで
( )	年 月 日 時 分 年 月 日 時 分	分から 分まで
( )	年 月 日 時 分 年 月 日 時 分	分から 分まで
	合計 満 年 月 日 時 分	

実務研修初日が令和6年4月1日より前に開始していますので、以下の規定に基づき旧様式で実務研修証明書を作成しています。

**遊漁船業の適正化に関する法律施行規則**  
**附 則**（令和五年一二月一日農林水産省令第五七号）  
**（遊漁船業務主任者の選任要件に関する経過措置）**  
**第三条** 新省令第十四条第一項第二号の規定は、施行日以後に開始される遊漁船業務主任者の指導による実務研修について適用し、施行日前に開始された遊漁船業務主任者の指導による遊漁船における実務研修については、なお従前の例による。

〔**実務経験**〕  
〔**実務研修**〕 証明書

下記の者は、遊漁船業に関し、下記のとおり〔**実務経験**〕  
〔**実務研修**〕を有することに相違ないことを証明します。

【記入日を記載してください】⇒ 年 月 日

証明者 **実務経験等を提供してくれる人の氏名**

遊漁船業者の氏名 （遊漁船業者の登録番号）	実務経験を受ける人	生年月日	左の人の誕生日
遊漁船の業者名と、主任者氏名 その業者の遊漁船業登録番号	業者の氏名若 研修を指導し の氏名（遊漁 船業者の登録 番号）	実務経験 の期間 実務研修	
高松太朗 (神奈川県 第1163号)		令和2年4月1日 6時	分から
“		令和2年4月1日 12時	分まで
“		令和2年4月2日 6時	分から
“		令和2年4月2日 12時	分まで
“		令和2年4月3日 6時	分から
“		令和2年4月3日 12時	分まで
“		令和2年4月4日 6時	分から
“		令和2年4月4日 12時	分まで
“		令和2年4月5日 6時	分から
“		令和2年4月5日 12時	分まで
“		令和2年4月10日 6時	分から
“		令和2年4月10日 12時	分まで
“		令和2年4月11日 6時	分から
“		令和2年4月11日 12時	分まで
“		令和2年4月12日 6時	分から
“		令和2年4月12日 12時	分まで
“		令和2年4月13日 6時	分から
“		令和2年4月13日 12時	分まで
“		令和2年4月14日 6時	分から
“		令和2年4月14日 12時	分まで
	合計	満 年 月 10日 (60時間)	分

※この様式について、押印は不要となりました。  
気を付けて頂きたいのが、

**10日間以上の乗船**

**1日につき5時間以上の乗船**

上記2つの要件が必要です。「1日10時間で、5日乗りました」←これではダメです。  
10日すべてをご記入ください。